

令和4年2月7日開催

箕輪町農業委員会第12回総会

会 議 録

1 開催日時 令和4年2月7日(月) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 産業支援センターみのわ 2階研修室

3 出席委員 22人(会場参加13人・リモート参加9人)

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博 (リモート参加)
	3番	倉田 孝子 (リモート参加)
	4番	唐澤 金実 (リモート参加)
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄 (リモート参加)
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治 (リモート参加)
	16番	関 幹子 (リモート参加)
	17番	唐澤 俊秀 (リモート参加)
	18番	小野健一朗 (リモート参加)
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二 (リモート参加)
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 英人
事務局次長	唐澤 智大

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第8 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について

局 長 今回はリモート開催ということでお願いいたします。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただくようお願いいたします。
開会前の挨拶を交わしたいと思います。ご起立できる方はご起立をお願いします。農業委員会憲章のご唱和をお願いします。
 （農業委員会憲章の唱和）
ご着席ください。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆様こんにちは。長きにわたるコロナ禍の中で全員ご出席いただきました。大変ご苦勞様です。本日の会議はこのようにZ o o mを活用した分散開催ということで大変ご不便をおかけしますが、協力よろしくをお願いいたします。本日は議案も多いので挨拶は手短かにしますが、聞こえにくいようでしたら遠慮なく手を挙げてご指摘ください。

局 長 それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議 長 ただいまから第12回総会を開会いたします。ただいまの出席人員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

 ここでまず1月の経過報告をいたします。

次長 第11回総会を1月5日水曜日にタブレットを使用し電子資料を用いて開催しました。農地法第3条の案件5件、第4条の案件2件、第5条の案件9件については、総会后6日付で許可書を交付しました。また沢長田太陽光発電施設の5条案件1件については1月14日開催の第70回県常設審議委員会にて許可相当となりました

ので、20日付で許可証を発行しました。

1月12日水曜日に農業功績者表彰選考委員会・農業名人認定委員会が伊那合同庁舎であり、会長と事務局次長が出席しました。

農地相談1月14日金曜日に開催し、4件の相談がありました。

1月17日月曜日に農業再生協議会幹事会、1月19日水曜日に農地あっせん会議、1月26日水曜日に人・農地プランリーダー会がありました。

議長 それでは、これより議事に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

2番 金澤博委員・3番倉田孝子委員の両委員を指名いたします。

日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明をいたします。

1番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡、中箕輪〇〇番地 地目は〇〇〇㎡ 合計 〇〇〇㎡です。〇〇北側にある農地です。

農振地域内で売買価格は〇〇円です。

譲渡人は〇〇氏、譲受人は〇〇氏です。

譲受人は水稻、もろこし他を作付予定です。

2番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡、中箕輪〇〇番地 地目は〇〇〇㎡ 合計 〇〇〇㎡、農振地域内です。

売買価格は計算すると〇〇円となります。

譲渡人は〇〇氏、譲受人は〇〇氏です。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して地区の担当委員から報告をお願いします。

1番案件、大槻委員をお願いします。

大槻委員 15番大槻です。この圃場については昨年までは〇〇さんが管理をしていた圃場であったのでありますが、ここで土地所有者本人より売買を希望し〇〇さんであれば適正な管理をしていただけるということで、話がありました。問題はないかと思われれます。よろしくをお願いします。

議 長 2 番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 4 番唐澤です。〇〇さんが野菜を作りたいということで〇〇さんの土地を買うという話がありました。問題はないかと思われます。

議 長 ただいま事務局及び地区委員より説明・報告がありました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局及び地区の委員からの説明・報告に対して発言のある方は挙手をお願いします。どうぞ。

(委員から意見なし)

よろしいでしょうか。質疑を終結いたします。それでは採決に入ります。

議案第 1 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 1 号は原案のとおり認めることに決定しました。

続きまして日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 1 番目の案件です。売買での所有権移転による住宅敷地の申請です。

対象農地は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡。2 種農地です。売買価格は〇〇円です。

譲受人は〇〇氏、譲渡人は〇〇氏です。

1 月総会で倉庫用地として転用許可となった中箕輪〇〇番地の隣の土地です。

1 月案件の土地売買の関係で土地測量をした結果、中箕輪〇〇番地に〇〇氏所有の塀が越境していたことが判明しました。そのため、中箕輪〇〇番地の土地を中箕輪〇〇番地 1 と中箕輪〇〇番地 2 に分筆し、中箕輪〇〇番地 2 を住宅敷地として転用後、〇〇氏へ引き渡すための申請となります。

2 番目の案件です。売買での所有権移転による駐車場の申請です。

対象農地は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡ 合計〇〇㎡です。〇の県道伊那箕輪線沿い、〇〇の北側になります。2 種農地で売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇になります。

平成 29 年 11 月に貸店舗用地として転用許可が出されていますが、〇〇の工場駐車場用地にするための変更申請です。

3 番目～6 番目は関連した案件です。売買での所有権移転による工場用地・駐車

場の申請です。譲受人はいずれも〇〇です。

3番目の土地の所在は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡で、譲渡人は〇〇氏です。

4番目の土地の所在は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡で、譲渡人は〇〇氏です。

5番目の土地の所在は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡で、譲渡人は〇〇氏です。

6番目の土地の所在は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡の2筆で、譲渡人は〇〇氏です。

3番目～6番目の合計面積は、〇〇㎡です。2番目の案件の道挟んですぐ北側の土地であり、〇〇の県道伊那箕輪線沿いになります。2種農地で売買価格は〇〇円です。

当該土地へ〇〇の工場・駐車場を作るための申請です。

なお、こちらの農地は平成21年1月に〇〇建設のため5条転用許可した土地の一部となります。その後〇〇建設が中止となり、平成26年2月に3条許可を上書きして農地に戻していました。

30アールを超える面積の案件ですので、町の総会後、2月中下旬に開催される県審議会の審議を経ての許可となります。

7番目の案件です。売買での所有権移転による住宅敷地の申請です。

対象農地は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡です。2種農地です。

譲受人は〇〇氏、譲渡人は〇〇氏です。

申請地は譲受人の〇〇氏が隣接する中箕輪〇〇番地の土地に住宅を建てた昭和53年から住宅用通路として使用しているが、土地の売買にあたって農地法の許可を受けていないことが判明したための申請となります。

8番目の案件です。使用貸借での住宅用地の申請です。

対象農地は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡で2種農地です。

借受人は〇〇氏、貸付人は〇〇氏です。

申請地は昭和57年5月に5条許可をしています。住宅を建築する計画でしたが資金の都合で断念していました。申請人夫婦は現在町内のアパートで暮らしていますが、子どもが生まれるため申請地に住宅を新築したいとの希望です。

9番目の案件です。売買での所有権移転による資材置場・駐車場の申請です。

対象農地は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡、合計 〇〇㎡です。2種農地で売買価格は〇〇円です。

譲受人は〇〇氏、譲渡人は〇〇氏です。

転用事業者は申請地の隣接地において産業用の中古機械の仕入れ、修理、輸出を行う〇〇株式会社を経営しています。現在、会社の敷地では、仕入れた機械を一時保存する場所の確保や、トラックの置場に苦慮しているため、申請地を転用するための申請です。昨年、農振除外が認められた土地です。

10番目の案件です。売買での所有権移転による建売住宅の申請です。

対象農地は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡の合計〇〇㎡です。2種農地で売買価格は〇〇円です。

譲受人は〇〇株式会社、譲渡人は〇〇氏です。

建売住宅用地のための申請です。設計図等は資料をご覧ください。

11番目の案件です。賃貸借による駐車場の申請です。

対象農地は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡です。3種農地で賃貸借料は〇〇円です。

借受人は〇〇株式会社、貸付人は〇〇氏です。

〇〇株式会社の工場増築により従業員の増員が必要となり、隣接する土地を駐車場として借り受けるための申請です。

12番目の案件です。賃貸借による駐車場・資材置場の一時転用申請です。

一時転用の期限は令和7年2月7日までです。

対象農地は、中箕輪〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡の内の〇〇㎡の部分です。

2種農地であり、農振農用地外です。賃貸借料は〇〇円です。

借受人は〇〇、貸付人は〇〇氏です。

申請地は工場の駐車場と資材置き場として平成9年から借り受けていましたが、過去に転用申請がされていないことが判明し、ここで3年間の一時転用申請を行うものです。砂利等はひかずに使用し、期限後は農地として原状復帰できるようにします。

13番目の案件です。売買での所有権移転による太陽光発電施設の申請です。

対象農地は〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡、〇〇番地 地目は〇 〇〇㎡の合計〇〇㎡で2種農地です。

譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇氏です。

こちらは10月、11月総会で出され、保留となった案件となります。

この〇〇事業者ですが、令和3年3月に沢で太陽光発電の施設ということで1件転用許可を出しています。また〇〇の別の土地で令和3年4月に太陽光発電施設の許可を出しているのですが、未だ太陽光発電施設の建設が進んでいないということ

でございます。

この2件の転用案件が完成してからでないと申請はできないと事務局から〇〇事業者へ連絡したところ、「他市町村で優先しないといけない太陽光発電施設の案件があり、どうしても箕輪町の案件は後になってしまう。地主が高齢であり体調の関係から許可を急いでほしい。以上の理由から本申請を受理してもらえれば。」との内容の回答がメールでありました。

1月24日に会長、代理、金澤農地部長、〇〇担当の藤澤委員、事務局唐澤で集まり会議を行いました。この会議の中で「〇〇事業者からのメールの内容は、転用許可を急ぐ理由には該当しないのではないか。」「令和3年4月総会で許可の出た〇〇番地の他に、令和3年3月総会で転用許可となった中箕輪〇〇番地についても太陽光発電施設が完成していないことが判明し、事業の確実性の観点で、以前許可した2つの施設ができてからでないと今回の転用案件は認められないのではないか。」と言った見解となりましたので、参考として報告させていただきます。

また、県農業会議に確認したところ転用許可から半年も経過して施設ができていないのは、確実性としてどうなのか、と話がありました。

〇〇事業者には24日の会議の見解を伝えましたが、総会の審議には本件を上げてほしいとの要望がありましたので、今日の審議を経まして、審議の結果を業者へ伝えることになっています。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して地区の担当委員会から報告をお願いします。
1番の案件、関委員。

関委員 15番、関です。1月11日の日に申請者側から説明してもらいました。今回土地を売るに関して測量してみたら塀が越境していた、とのことでした。よろしく審議をお願いします。

議 長 2番～6番案件につきまして、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 4番唐澤です。事務局説明のとおり、以前から転用があったということと〇〇が来るということで一度転用したのですが、また農地に戻しているところへ〇〇が工場を建てるということです。春日街道沿いということで問題ないと思います。

議 長 7番案件につきまして、春日委員。

春日代理 1 番春日です。すでに住宅を建てて通路として使っていたのですが、転用手続きが漏れていたということです。後追いですが、手続きを取るということで問題ないと思います。

議 長 8 番案件につきまして、藤田委員。

藤田委員 6 番藤田です。行政書士から現地で説明を受けました。まわりも住宅が建っておりますし、問題ないと思います。

議 長 9 番案件につきまして、櫻井委員。

櫻井委員 7 番櫻井です。1 月 1 7 日に司法書士から説明を受けました。事務局が説明した通り農振除外がされている土地で何ら問題ないと思います。

議 長 1 0 番案件につきまして、唐澤健二委員。

唐澤健二委員 1 2 番唐澤です。1 月 1 9 日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議 長 1 1 番案件、小野委員。

小野委員 1 8 番小野です。1 月 1 7 日行政書士から説明ありました。住宅地の中であり、問題ないと思います。

議 長 1 2 番案件、唐澤俊秀委員。

唐澤俊秀委員 現地で説明を受けました。事務局の説明のとおりで特に問題はないと思います。

議 長 1 番案件から 1 2 番案件について地区の担当委員から報告をいただきました。ここで一旦 1 番案件から 1 2 番案件について採決をしたいと思います。その前に 1 番から 1 2 番案件までについて質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。質疑を終結いたします。それでは採決に入ります。

議案第 2 号の 1 番から 1 2 番案件について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって議案第2号 1番案件から12番案件については原案のとおり認めることに決定いたしました。

続いて13番案件について質疑に入ります。先ほど事務局から詳しい説明がありました。また、ここにつきましては昨年から何度も〇〇地区の担当の〇〇委員から報告をされております。また当事者の〇〇様からヒアリングを行っておりましてこれまですべて情報は把握されていると思います。それを持って今回審議にかかっておりますので、発言のある方は挙手をお願いします。どうぞ。

〇〇委員 2番金澤です。〇〇事業者は2つの案件も着工されていない、半年前の内容も着工されていないということがあるので、13番の案件自体は認めるわけにはいかないと思います。

〇〇委員 地元としても心配はされていて、以前（令和3年4月許可の転用案件で）草が生えていて大変だという苦情もありましたので、周到に注意をしていただきながらお願いしたいと思いますが、心配はしているということですのでお伝えしておきます。

議 長 よろしいでしょうか。議案第2号の13番案件についてこれから採決に入ります。先だっでの会議でもお伝えしましたが、委員全員の意思を確認したいと思いますので、まず議案第2号13番案件について許可相当と認める方は、挙手をお願いします。

（挙手なし）

続きまして議案第2号13番案件について許可不相当、認めるわけにはいかないと考える方は挙手をお願いします。

（農業委員 13人全員挙手、推進委員8人全員挙手）

全員が、不許可相当ということで議案第2号13番案件につきましては不許可と決定いたしました。

続きまして、日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）についてについて議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

畑 31,663 m²です。

45ページからは借り手の状況、47ページからは貸し手の状況となります。

始期は令和4年2月9日、終期は5年契約が令和9年12月31日、10年契約

が令和14年12月31日となります。
それぞれ確認をいただきたいと思います。
説明は以上となります。お願いいたします。

議 長 ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。
（質問・意見なし）
質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第3号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり認めることに決定しました。続きまして日程第5 議案第4号について農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明をさせていただきます。
田 46,866 m²、畑 4,803 m² 合計 51,699 m²となります。
52ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
それぞれご確認いただきたいと思います。
説明は以上となります。ご審議お願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等、発言のある方は挙手をお願いします。
（質問・意見なし）
質疑を終結いたします。議案第4号を採決いたします。
議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり認めることに決定しました。
続きまして日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明をさせていただきます。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。全部で27件解約の届出がありました。
説明は以上になります。よろしくようお願いいたします。

議 長 ただいま、報告第1号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言が無いようですので、報告第1号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます

事務局

それでは説明をさせていただきます。

相続により農地を取得しました届出の受付分になります。

全部で10件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明をさせていただきます。

こちらは農業経営基盤強化促進法農地売買支援事業を使いまして農用地の売買を行ったものの報告となります。

公社からの売買が1件ございました。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第3号について事務局より説明がありました。

この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言が無いようですので、報告第3号は聞き留めて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出してください。

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

2 番

3 番
